

議案第29号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年5月31日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
東郷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」
の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の
次に「（法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加
え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類する
もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正
本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報
が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うこと
が規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係
る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識するこ
とができるない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第49条を第
50条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は、令和3年7月1日から
施行する。

議案の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）の施行等に伴い必要があるからである。

2 主な改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等による保育の提供終了後の受入についての連携施設に係る教育及び事業所内保育の利用乳幼児の規定を整備すること。（第6条第1項関係）
- (2) 児童福祉法の引用条項を整備すること。（第6条第4項関係）
- (3) 家庭的保育事業者等が作成する記録等を書面に代えて電磁的記録とすることができること。（第49条関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、2(3)の規定は、令和3年7月1日から施行すること。